

証券コード 5836
(発送日) 2025年3月12日
(電子提供措置の開始日) 2025年3月5日

株 主 各 位

東京都新宿区市谷本村町3番29号
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
代表取締役社長 一 戸 敏

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://a-gent.co.jp/>

電子提供措置事項は、名古屋証券取引所（名証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の名証ウェブサイト（上場銘柄情報）にアクセスのうえ、「コード」に当社証券コード「5836」または「銘柄」に「エージェント・インシュアランス・グループ」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、ご確認いただけます。

名証ウェブサイト（上場銘柄情報）

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2025年3月27日（木曜日）午前10時30分 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム4D
(会場の階数が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |
| 3. 目的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案 株式移転計画承認の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があつたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び名証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

■事業報告

- ・事業の経過及び成果
- ・直前3事業年度の財産及び損益の状況
- ・対処すべき課題
- ・主要な事業内容
- ・主要な事業所
- ・使用人の状況
- ・主要な借入先の状況
- ・その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・株式の状況
- ・新株予約権等の状況
- ・会社役員の状況
- ・責任限定契約の内容の概要
- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- ・社外役員に関する事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

- ・連結貸借対照表
- ・連結損益計算書
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

■計算書類

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

■監査報告

- ・連結計算書類に係る会計監査報告
- ・計算書類に係る会計監査報告
- ・監査等委員会の監査報告

監査等委員及び会計監査人は上記の除外事項を含む監査対象書類を監査しております。

なお、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資等の総額は26,573千円であり、セグメントごとの設備投資状況について示すと、以下のとおりであります。

なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）への投資を含んでおります。

当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

(国内事業)

さらなる保険市場拡大及びIT戦略の強化を目的とする基幹システム開発、保険診断アプリ「ほけチョイス」の追加開発、社用車の取得及び新規事務所等の内部造作を中心に総額で18,973千円の設備投資を実施いたしました。

(海外事業)

新事務所の開設に伴うリース資産の計上やセキュリティ強化を目的とした情報機器の入れ替えを中心に総額で7,600千円の設備投資を実施いたしました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金1,050,000千円の資金調達を行いました。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当社は2024年4月1日付で、ファイナンシャル・ジャパン株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社といたしました。

(2) 重要な親会社等及び子会社の状況

① 親会社等の状況

当社の「その他の関係会社」である住友生命保険相互会社は、当社の株式791,500株（出資比率34.07%）を保有いたしております。当社は住友生命保険相互会社の企業グループの中で、乗合保険代理店として保険募集を行う企業という位置づけであります。当社以外には、いづみライフデザイナーズ株式会社、株式会社保険デザイン、マイコミュニケーション株式会社、株式会社スミセイ・サポート＆コンサルティングが同事業を行っております。それぞれの会社が別々の営業チャネルにおいて保険募集を行っており、各社の業績が当社の業績に大きな影響を与える可能性は低いものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ファイナンシャル・ジャパン株式会社	30百万円	100%	保険代理店業
株式会社保険ショップエージェント	10百万円	100%	保険代理店業
Agent America, Inc.	2千US\$	100%	保険ブローカー業

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
ファイナンシャル・ジャパン株式会社	東京都千代田区神田美土代町1番地 WORK VILLA MITOSHIRO 7階	1,120百万円	2,565百万円

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	唐 津 敏 德	株式会社保険ショップエージェント 取締役
代表取締役社長	一 戸 敏	株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長 Agent America, Inc. Director 株式会社ザ・ファーストドア 代表取締役 ファイナンシャル・ジャパン株式会社 取締役会長 <担当> 内部監査部管掌
取 締 役	栗 原 喜 子	篠崎綜合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会委員
取 締 役	渡 邊 徳 人	株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA, INC. 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社エアサイド 取締役就任(現任) 株式会社キャラット 社外取締役 WIA税理士法人 税理士
取 締 役 (常勤監査等委員)	長 島 芳 明	株式会社保険ショップエージェント 監査役
取 締 役 (監査等委員)	橘 内 進	橘内公認会計士事務所 代表 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役 加賀電子株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	二 木 洋 美	NR虎ノ門法律事務所 弁護士 NPO法人きずなメール 理事 NPO法人Fine 監事

- (注) 1. 取締役栗原喜子氏及び渡邊徳人氏並びに取締役(監査等委員)長島芳明氏、橘内進氏及び二木洋美氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)橘内進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために長島芳明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役栗原喜子氏及び渡邊徳人氏並びに取締役(監査等委員)長島芳明氏、橘内進氏及び二木洋美氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において決議した「取締役会の構成、取締役・執行役員の選解任および報酬等にかかる方針」において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針を定めております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針の内容の概要は次のとおりです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役及び執行役員の報酬体系及び報酬決定の方針は、当社の企業理念の実現を実践する優秀な人財を確保・維持し、企業価値の持続的な向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、企業経営への貢献度をもって支払うことを基本方針とします。具体的には、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬は、金銭での固定報酬と、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的としたストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等とし、監査等委員である取締役の報酬は、金銭での固定報酬のみとします。個々の取締役及び執行役員の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることとします。

なお、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬は、当社の取締役の他に、当社従業員及び子会社の取締役に対しても同様のストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることができるものとします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、指名・報酬委員会の答申内容を反映し、十分な審議を経て取締役会決議によって決定するものとします。なお、執行役員の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬委員会の答申内容を反映し、十分な審議を経て取締役会決議によって決定します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員の報酬等のうち、月例の固定報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬は、役位、職責、当社の業績及び企業価値向上に対する貢献度等に応じて決定するものとします。なお、監査等委員である取締役の個別報酬については、監査等委員会で協議の上決定するものとします。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	68,108千円 (6,000)	58,800千円 (6,000)	-千円 (-)	9,308千円 (-)	4名 (2)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	11,400 (11,400)	11,400 (11,400)	- (-)	- (-)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	79,508 (17,400)	70,200 (17,400)	- (-)	9,308 (-)	8 (6)

- (注) 1. 上表には、2024年3月27日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員1名（うち社外監査等委員1名）を含めております。
2. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬等の内訳は、ストック・オプションとしての新株予約権9,308千円です。
3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2024年3月27日開催の第23回定時株主総会において、年額3億円（うち社外取締役は50百万円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の枠内で、年額1.5億円（うち社外取締役は25百万円）以内でストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等を導入することを決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役は2名）です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2022年3月29日開催の第21回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

- ハ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(注) 事業報告に記載の金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の指名・報酬委員会及び監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、当社の指名・報酬委員会及び監査等委員会において、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	
1	から つ とし のり 唐 津 敏 德	取締役会長	<input type="checkbox"/> 再任
2	いち のへ さとし 一 戸 敏	代表取締役社長	<input type="checkbox"/> 再任
3	くり はら よし こ 栗 原 喜 子	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立
4	わた なべ のり ひと 渡 邊 德 人	社外取締役	<input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
1	<p>から 唐 津 敏 德 (1963年11月13日)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p>1986年4月 東京海上火災保険株式会社（現・東京海上日動火災保険株式会社）入社 1991年7月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース派遣 1992年6月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース課程修了 2012年7月 同社 内部監査部 参与 2013年7月 同社 内部監査部 主任監査役 2014年4月 同社 大分支店長 2018年4月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社転籍 九州支店長 2022年4月 当社 取締役会長（現任） 2023年3月 株式会社保険ショップエージェント 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社保険ショップエージェント 取締役</p>	一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>唐津敏徳氏は、損害保険会社の支店長として、代理店経営の指導・支援をしていた豊富な経験や、損害保険会社のコンプライアンス・ガバナンス強化のため内部監査に従事していた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かし、当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かし、代表取締役社長の上位職である取締役会長として、重要な業務執行の決定及び代表取締役社長・執行役員等の職務執行の監督を行い、取締役会の牽制・監督機能の強化に貢献するものと判断したためです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
2	一戸 敏 (1968年2月10日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1988年10月 公認会計士渡辺二郎会計事務所入所 1990年7月 税理士大矢靖税務事務所入所 1997年2月 有限会社サンインシュアランスデザイン設立 代表取締役 2001年6月 株式会社サンインシュアランスデザイン (現・株式会社エージェント・インシュアランス・グループ) 設立 代表取締役社長(現任) 2015年2月 マハロキャピタル株式会社(現・株式会社ザ・ファーストドア)設立 代表取締役(現任) 2015年11月 Shinseiki Insurance Group, Inc. (現・Agent America, Inc.) Director(現任) 2019年9月 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役社長 2020年12月 株式会社保険ショップエージェント 取締役 2021年4月 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長(現任) 2024年4月 ファイナンシャル・ジャパン株式会社 取締役会長(現任) <担当> 内部監査部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長 Agent America, Inc. Director 株式会社ザ・ファーストドア 代表取締役 ファイナンシャル・ジャパン株式会社 取締役会長	500,000株
【取締役候補者とした理由】 一戸敏氏は、当社の創業者であり、会計事務所・税務事務所で培った会計・財務の高い見識を活かして長年にわたりマーケットの拡大を図りながら、保険代理店の事業承継のビジネスモデルを確立し、当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かし、重要な業務執行の決定、コンプライアンス・ガバナンスの強化、執行役員等の職務執行の監督に十分な役割を果たし、当社のさらなる企業価値向上に貢献するものと判断したためです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	栗原 喜子 (1978年5月25日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 金井法律事務所入所 2013年4月 篠崎綜合法律事務所入所（現任） 2015年11月 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員（現任） 2021年8月 当社 社外取締役（現任） 2022年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2023年4月 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会 委員（現任） (重要な兼職の状況) 篠崎綜合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会委員	- 株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

栗原喜子氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
4	渡邊徳人 (1968年3月2日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1997年5月 税理士登録 1997年6月 株式会社サニーサイドアップ（現・株式会社 サニーサイドアップグループ）監査役 2001年11月 株式会社キューベルズシンク 監査役 2002年7月 税理士法人渡邊国際会計事務所（現・WIA 税理士法人）設立 2005年7月 株式会社サニーサイドアップ（現・株式会社 サニーサイドアップグループ）取締役 2006年2月 株式会社ワイスインテグレーション 取締役 2006年9月 株式会社サニーサイドアップ（現・株式会社 サニーサイドアップグループ）代表取締役 副社長（現任） 2012年7月 株式会社クムナムエンターインメント代表 取締役（現任） 2013年12月 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 （現任） 2017年7月 株式会社フライパン 代表取締役会長（現 任） 2020年3月 株式会社ステディスタディ 代表取締役（現 任） 2021年11月 株式会社エアサイド 取締役（現任） 2022年3月 当社 社外取締役（現任） 2022年4月 株式会社キャラット 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社クムナムエンターインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 WIA税理士法人 税理士	-株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

渡邊徳人氏は、社外取締役候補者であり、同氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 栗原喜子氏及び渡邊徳人氏は、社外取締役候補者であります。
3. 栗原喜子氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年7カ月となります。
4. 渡邊徳人氏は現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が取締役に選任され就任した場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 一戸敏氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ザ・ファーストドアが保有する株式数も含めて記載しております。

【ご参考】取締役会の構成及び取締役のスキル・マトリックス

本定時株主総会において取締役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の当社取締役会の構成は、下表のとおりとなります。

氏名	地位	社外	独立	ジェンダー	専門性						
					企業経営	業界知見	営業	グローバル	法務コンプライアンス	財務会計	人事労務
唐津敏徳	取締役			男性	○	○	○	○			
一戸敏	取締役			男性	○	○	○	○	○	○	○
栗原喜子	取締役	○	○	女性		○			○		
渡邊徳人	取締役	○	○	男性	○	○		○	○	○	
長島芳明	取締役 (監査等委員)	○	○	男性				○	○	○	○
橋内進	取締役 (監査等委員)	○	○	男性	○			○		○	
二木洋美	取締役 (監査等委員)	○	○	女性				○	○		

(注) 各取締役の有する主な専門性に○印を付けております。

第2号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2025年7月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、持株会社（完全親会社）である「株式会社エージェント・Gホールディングス」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2025年2月14日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様にご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は、以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的等

当社は、「お客様の利益創出に最善を尽くす」という企業理念のもと、損害保険中心の保険代理店として、これまで593件の損害保険代理店のM&A及び事業承継を行い、規模を拡大してまいりました。また、子会社であるAgent America, Inc. は、世界最大の保険マーケットを有する米国において、4拠点を構え、米国においても保険ブローカーのM&A及び事業承継を推進しております。

2024年4月には、生命保険を主軸とする総合保険代理店を営むファイナンシャル・ジャパン株式会社の全株式を取得し、生命保険・損害保険・海外保険ブローカーの3つの主軸を有する企業グループとなり、大きな業界再編の流れに直面している保険業界において、確固たる地位を築くべく、盤石な経営体制の構築、マーケットの拡大、そして利益率の高いイノベーティブな組織への変革を推進しております。

また、重要な成長戦略の一つとして「テクノロジーの活用」を掲げ、2025年1月には、システム開発領域において30年以上にわたる実績と高い技術力を有する株式会社コスモアビリティを子会社化し、デジタルを活用したお客様の利便性向上にも取り組んでおります。

上記のような事業展開を踏まえて、今後はより機動的かつ戦略的にM&A及び事業承継を行い、迅速な意思決定のもと持続的成長と企業価値向上を実現できる企業体制へと進化を遂げる必要があると考え、持株会社体制へ移行することが適切であると判断いたしました。

なお、本株式移転に伴い、当社は持株会社の完全子会社となるため、当社株式は上場廃止となります。株主の皆様に当社株式の対価として交付される持株会社の株式につきましては、名古屋証券取引所のメイン市場への新規上場を申請する予定です。上場日は、名古屋証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転効力発生日）である2025年7月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ(以下、「当会社」という。)は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下、「持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下、「本計画」という。)を定める。

(持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙1「株式会社エージェントIGホールディングス定款」第2条の記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「株式会社エージェントIGホールディングス」とし、英文では、「Agent IG Holdings, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、東京都新宿区とし、本店の所在場所は、東京都新宿区市谷本村町3番29号とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、7,864,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社エージェントIGホールディングス定款」に記載のとおりとする。

(持株会社の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

第2条 持株会社の設立時取締役(設立時監査等委員である者を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

取締役 唐津 敏徳

取締役 一戸 敏

取締役 高橋 真喜子

社外取締役 栗原 喜子

社外取締役 渡邊 徳人

2. 持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。
社外取締役 長島 芳明
社外取締役 橘内 進
社外取締役 二木 洋美
3. 持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
有限責任あづさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割り当て)

- 第3条 持株会社は、本株式移転に際して、当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における当会社の株主（以下、「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
2. 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

(持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

- 第4条 持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。
- (1) 資本金の額
50,000,000円
 - (2) 資本準備金の額
12,500,000円
 - (3) 利益準備金の額
0円

(持株会社の成立の日)

- 第5条 持株会社の設立の登記をすべき日（以下、「持株会社の成立の日」という。）は、2025年7月1日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

- 第6条 持株会社は、本株式移転に際して、基準時において当会社が発行している第4回新株予約権（その内容は、別紙2「当会社第4回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「当会社第4回新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、その所有する当会社第4回新株予約権に代わり、基準時現在発行している当会社第4回新株予約権の総数と同数の持株会社の第1回新株予約権（その内容は、別紙3「持株会社第1回新株予約権の内容」に記載のとおり。以下、「持株会社第1回新株予約権」という。）を交付する。
2. 持株会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社第4回新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する当会社第4回新株予約権1個につき、持株会社第1回新株予約権1個の割合をもって割り当てる。

(本計画承認株主総会)

- 第7条 当会社は、2025年3月27日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当会社は、取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

(株式上場)

- 第8条 持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の名古屋証券取引所のメイン市場への上場を予定する。

(株主名簿管理人)

- 第9条 持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

- 第10条 当会社は、持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当会社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

(事情変更)

第11条 本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当会社の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当会社は、取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、当会社の株主総会において本計画の承認が得られなかった場合、持株会社の普通株式の名古屋証券取引所のメイン市場への上場について名古屋証券取引所の承認が得られなかった場合または本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合は、その効力を失う。

(規定外事項)

第13条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2025年2月14日

東京都新宿区市谷本村町3番29号
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ
代表取締役 一戸 敏

株式会社エージェントＩGホールディングス 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社エージェントＩGホールディングスと称し、英文では、Agent IG Holdings, Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 損害保険代理業
- (2) 生命保険の募集に関する業務
- (3) 保険募集人の教育に関する業務
- (4) 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (5) 少額短期保険業者が引き受ける保険の募集に係る業務
- (6) 経営コンサルタント業務
- (7) 資産運用に関するコンサルティング業務
- (8) 保険、年金その他企業福利厚生制度に関するコンサルティング業務
- (9) 企業経営上のリスクマネジメントのコンサルティング業務、経営相談の受託
- (10) ファイナンシャルプランニング業務
- (11) 銀行代理業
- (12) 金融商品仲介業
- (13) コンピューターソフトウェアの制作・販売
- (14) コンピューター技術者の企業または個人への派遣業
- (15) コンピューターによる事務処理代行
- (16) コンピューターによる情報提供サービス
- (17) コンピューター・事務用品・事務用機器の販売
- (18) 電子計算室の運営管理代行
- (19) 広告・宣伝代理業
- (20) 印刷物のデザイン・印刷の代行及び仲介

- (21) 電話による事務連絡の取次サービス業
 - (22) オークションの出品代行
 - (23) リユース事業
 - (24) 有価証券の売買、保有、運用
 - (25) 前各号に附帯する一切の業務
2. 当会社は、前項各号及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を、東京都新宿区に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行する株式の総数は、7,864,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めがあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、11名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名ならびに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規則)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定期株主総会において別段の決議がされなかったときは当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は毎年12月31日、中間配当の基準日は毎年6月30日とする。

2. 当会社は前項の他、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2025年12月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額300,000,000円以内とする。

2. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額50,000,000円以内とする。
3. 第29条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうちストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額（新株予約権の割当日において新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いて算定した新株予約権1個あたりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額）は、第1項の金銭報酬の額の枠内にて、年額150,000,000円以内（うち、社外取締役分については25,000,000円以内）とし、その内容は以下のとおりとする。

(1) 新株予約権の数

当会社成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の上限は、900個（うち社外取締役分は150個）とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当会社成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は90,000株（うち社外取締役分は15,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当会社が株式分割（当会社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当会社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当会社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における名古屋証券取引所における当会社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当会社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当会社が当会社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{新規発行} \quad 1 \text{株あたり}}{\text{株式数} \quad \times \text{払込金額}} \\
 & \frac{\text{既発行} + \text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}{\text{株式数}} \\
 & \frac{\text{調整後} = \text{調整前} \times \text{新規発行株式数}}{\text{行使価額}} + \frac{\text{既発行株式数}}{\text{行使価額}}
 \end{aligned}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当会社普通株式にかかる発行済株式総数から当会社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当会社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当会社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当会社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権行使することができる期間

割当日から新株予約権の付与決議の日後 2 年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社または当会社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員または従業員であることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③本新株予約権の行使によって、当会社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

①当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当会社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当会社は、当会社取締役会が別途定め

る日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当会社は、当会社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

（設立時の本店所在場所）

第3条 当会社の設立時の本店所在場所は、東京都新宿区市谷本村町3番29号とする。

（設立時の代表取締役）

第4条 当会社の設立時代表取締役は、一戸敏とする。

（附則の削除）

第5条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

当会社第4回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エージェント・インシュアランス・グループ第4回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{_____}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり}}{\text{株式数} \times \text{払込金額}}}{\text{新規発行前の } 1 \text{株あたりの時価}} \\ \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{行使価額} \times \text{行使価額}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権行使することができる期間

2026年4月12日から2034年3月27日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の割当日

2024年4月11日

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. 「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記10. 「組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」(3) 「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. 「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. 「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 貸渡による新株予約権の取得の制限
貸渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7. 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記9. 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

11. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする

12. 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

持株会社第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称

株式会社エージェント・Gホールディングス第1回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{_____}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{既発行} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株あたり}}{\text{株式数} \times \text{払込金額}}}{\text{新規発行前の } 1 \text{株あたりの時価}} \\ \text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{行使価額}}}{\text{行使価額}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権行使することができる期間

2026年4月12日から2034年3月27日までとする。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

8. 新株予約権の割当日

2025年7月1日

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. 「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記10. 「組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」(3) 「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記4. 「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4. 「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記5. 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- (7) 貸渡による新株予約権の取得の制限
貸渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記7. 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記9. 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

11. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする

12. 新株予約権の払込金額の算定方法

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

3. 持株会社の取締役（監査等委員であるものを除く）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員であるものを除く）となる者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 ／割当てられ る持株会社の 株式の数
1	唐津敏徳 (1963年11月13日)	<p>1986年4月 東京海上火災保険株式会社（現・東京海上日動火災保険株式会社）入社</p> <p>1991年7月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース派遣</p> <p>1992年6月 南カリフォルニア大学院 経営学修士コース課程修了</p> <p>2012年7月 同社 内部監査部 参与</p> <p>2013年7月 同社 内部監査部 主任監査役</p> <p>2014年4月 同社 大分支店長</p> <p>2018年4月 東京海上日動ファシリティーズ株式会社転籍九州支店長</p> <p>2022年4月 当社 取締役会長（現任）</p> <p>2023年3月 株式会社保険ショップエージェント 取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社保険ショップエージェント 取締役</p>	-株 /-株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>唐津敏徳氏は、損害保険会社の支店長として、代理店経営の指導・支援をしていた豊富な経験や、損害保険会社のコンプライアンス・ガバナンス強化のため内部監査に従事していた豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かし、当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を持株会社の取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かし、代表取締役社長の上位職である取締役会長として、重要な業務執行の決定及び代表取締役社長・執行役員等の職務執行の監督を行い、取締役会の牽制・監督機能の強化に貢献するものと判断したためです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 /割当てられ る持株会社の 株式の数
2	一戸 敏 (1968年2月10日)	<p>1988年10月 公認会計士渡辺二郎会計事務所入所 1990年7月 税理士大矢靖税務事務所入所 1997年2月 有限会社サンインシュアランスデザイン設立 代表取締役 2001年6月 株式会社サンインシュアランスデザイン (現・株式会社エージェント・インシュアランス・グループ) 設立 代表取締役社長 (現任) 2015年2月 マハロキャピタル株式会社 (現・株式会社ザ・ファーストドア) 設立 代表取締役 (現任) 2015年11月 Shinseiki Insurance Group, Inc. (現・Agent America, Inc.) Director (現任) 2019年9月 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役社長 2020年12月 株式会社保険ショップエージェント 取締役 2021年4月 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長 (現任) 2024年4月 ファイナンシャル・ジャパン株式会社 取締役会長 <担当> 内部監査部管掌 (重要な兼職の状況) 株式会社保険ショップエージェント 代表取締役会長 Agent America, Inc. Director 株式会社ザ・ファーストドア 代表取締役 ファイナンシャル・ジャパン株式会社 取締役会長 </p>	500,000株 /500,000株

【取締役候補者とした理由】

一戸敏氏は、当社の創業者であり、会計事務所・税務事務所で培った会計・財務の高い見識を活かして長年にわたりマーケットの拡大を図りながら、保険代理店の事業承継のビジネスモデルを確立し、当社の発展に大きく貢献してまいりました。同氏を持株会社の取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かし、重要な業務執行の決定、コンプライアンス・ガバナンスの強化、執行役員等の職務執行の監督に十分な役割を果たし、持株会社のさらなる企業価値向上に貢献するものと判断したためです。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数 ／割当てられ る持株会社の 株 式 の 数
3	たか はし まきこ 高 橋 真喜子 (1974年9月14日)	<p>1997年4月 東京海上火災保険株式会社（現・東京海上日動火災保険株式会社）</p> <p>2004年5月 株式会社エージェント（現・株式会社エージェント・インシュアランス・グループ）入社</p> <p>2009年2月 同社 取締役 社長室長</p> <p>2013年7月 同社 専務取締役</p> <p>2018年1月 同社 取締役副社長</p> <p>2022年3月 同社 専務上級執行役員就任 兼 経営企画本部 エグゼクティブゼネラルマネージャー（現任）</p> <p>2024年7月 University of Wales Trinity Saint David MBA Program(経営学修士課程)修了 (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社エージェント・インシュアランス・グループ 専務上級執行役員</p>	35,500株 ／35,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高橋真喜子氏は、当社入社以来、経営企画業務に従事した後、取締役としてグループのオペレーションを総括し、現在は当社の専務上級執行役員として経営企画、人事企画、情報システム、経理、財務総務業務を総括しております。同氏を持株会社の取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験や実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の執行役員の職務執行の監督に十分な役割を果たし、持株会社のさらなる企業価値向上に貢献するものと判断したためです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数 ／割当てられる持株会社の株式の数
4	栗原喜子 (1978年5月25日) <div data-bbox="338 511 414 601" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">社外</div> <div data-bbox="338 565 414 601" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">独立</div>	2010年12月 弁護士登録 2010年12月 金井法律事務所入所 2013年4月 篠崎綜合法律事務所入所（現任） 2015年11月 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員（現任） 2021年8月 当社 社外取締役（現任） 2022年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員（現任） 2023年4月 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会 委員（現任） (重要な兼職の状況) 篠崎綜合法律事務所 弁護士 林糖尿病内科クリニック治験審査委員会 審査委員 東京簡易裁判所 民事調停委員 関東弁護士会連合会 地域司法充実推進委員会委員	-株 /-株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

栗原喜子氏は、持株会社の社外取締役候補者であり、同氏は持株会社の社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を引き続き持株会社の経営に活かしていただくためであります。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重　要　な　兼　職　の　状　況　)	所　有　す　る 当社の株式数 ／割当てられ る持株会社の 株　式　の　数
5	渡邊徳人 (1968年3月2日) <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	1997年5月 税理士登録 1997年6月 株式会社サニーサイドアップ（現・株式会社 サニーサイドアップグループ）監査役 2001年11月 株式会社キューベルズシンク 監査役 2002年7月 税理士法人渡邊国際会計事務所（現・WIA 税理士法人）設立 2005年7月 株式会社サニーサイドアップ（現・株式会社 サニーサイドアップグループ）取締役 2006年2月 株式会社ワイスインテグレーション 取締役 2006年9月 株式会社サニーサイドアップ（現・株式会社 サニーサイドアップグループ）代表取締役 副社長（現任） 2012年7月 株式会社クムナムエンターテインメント代表 取締役（現任） 2013年12月 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 （現任） 2017年7月 株式会社フライパン 代表取締役会長（現 任） 2020年3月 株式会社ステディスタディ 代表取締役（現 任） 2021年11月 株式会社エアサイド 取締役（現任） 2022年3月 当社 社外取締役（現任） 2022年4月 株式会社キャラット 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サニーサイドアップグループ 代表取締役副社長 株式会社クムナムエンターテインメント 代表取締役 SUNNY SIDE UP KOREA,INC 代表取締役 株式会社フライパン 代表取締役会長 株式会社ステディスタディ 代表取締役 株式会社キャラット 社外取締役 WIA税理士法人 税理士	-株 ／-株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

渡邊徳人氏は、持株会社の社外取締役候補者であり、同氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を引き続き当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線から経営計画の策定等に關し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待します。

(注) 1. 所有する当社の株数は、2024年12月31日現在のものであります。

2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別な利害関係が生じる予定

もありません。

3. 栗原喜子氏及び渡邊徳人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が取締役に選任され就任した場合、持株会社と両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、栗原喜子氏及び渡邊徳人氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、各氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
7. 一戸敏氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ザ・ファーストドアが保有する株式数も含めて記載しております。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者についての事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数 ／割当てられる持株会社の株式の数
1	<p>ながしまよしあき 長島芳明 (1966年4月19日)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1991年4月 株式会社日本経済新聞社入社 2008年4月 同社東京本社編集局産業部次長 2010年4月 同社東京本社編集局ウェリタス編集部次長 2013年4月 同社東京本社特別企画室 2015年4月 同社東京本社編集局産業部日経産業新聞副編集長 2018年4月 同社東京本社編集局商品部部長 2020年4月 同社東京本社人材教育事業局次長 2022年4月 同社東京本社ライフ＆キャリアビジネス 教育事業ユニット 2023年3月 当社取締役 常勤監査等委員（現任） 2023年3月 株式会社保険ショップエージェント監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社保険ショップエージェント 監査役</p>	<p>－株 ／－株</p>

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長島芳明氏は、持株会社の社外取締役候補者であり、同氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、日本経済新聞社において、長年にわたり記者、編集者として数多くの企業の取材・調査を行っており、企業のマネジメント、コンプライアンス、財務、会計、人事に関する豊富な知識と経験を有することから、これらの専門性、経験、見識を活かし、常勤の監査等委員として実効性の高い監査を行っていただけると判断したためであります。選任後は、こうした長年の経験・知見を活かし、経営の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献いただくことを期待します。同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記のとおり、豊富な知識・経験を有することから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数 /割当てられ る持株会社の 株式の数
2	<p>橋内進 (1974年6月26日)</p> <p>社外 独立</p>	<p>1997年10月 監査法人トーマツ(現・有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所</p> <p>2002年10月 橋内公認会計士事務所開設 代表(現任)</p> <p>2004年9月 Asia Alliance Partner Co., Ltd. 設立 代表取締役(現任)</p> <p>2018年6月 加賀電子株式会社 監査役(現任)</p> <p>2022年3月 当社 取締役 監査等委員(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>橋内公認会計士事務所 代表</p> <p>Asia Alliance Partner Co., Ltd. 代表取締役</p> <p>加賀電子株式会社 監査役</p>	<p>一株 一株</p>

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

橋内進氏は、持株会社の社外取締役候補者であり、同氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的知識並びに豊富な経験等を通じ、財務・会計に関する十分な知見を有していることから、監査等委員として実効性の高い監査を行っていただけると判断したためであります。選任後は、こうした長年の経験・知見を活かし、持株会社の監査体制の強化及び経営監視能力を十分に発揮することができるから、引き続き社外取締役監査等委員候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する当社の株式数 /割当てられる持株会社の株式の数
3	<p>二木洋美 (1983年5月12日)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; margin-right: 10px;">独立</div> </div>	<p>2010年12月 弁護士登録 2010年12月 三宅坂総合法律事務所 入所 2012年4月 新星総合法律事務所 入所 2014年11月 原子力損害賠償紛争解決センター 勤務 2016年4月 ことのは総合法律事務所 開設 2022年3月 NPO法人きずなメール 理事（現任） 2022年8月 NR虎ノ門法律事務所 開設（現任） 2023年9月 NPO法人Fine 監事（現任） （重要な兼職の状況） NR虎ノ門法律事務所 弁護士 NPO法人きずなメール 理事 NPO法人Fine 監事</p>	<p>－株 ／－株</p>

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

二木洋美氏は、持株会社の社外取締役候補者であり、同氏を持株会社の社外取締役候補者とした理由は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくためであります。選任後は一般民事、金融会社の法務コンプライアンス対応を含む企業法務等の専門性の高い分野の案件を多く扱ってきたご経験と、外国人ローヤーリングネットワークに所属し、渉外案件を多数対応している弁護士としてのグローバルな知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 所有する当社の株数は、2024年12月31日現在のものであります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 長島芳明氏、橋内進氏及び二木洋美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、長島芳明氏、橋内進氏及び二木洋美氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各候補者の選任が承認可決された場合、持株会社と両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用が補償されます（株主代表訴訟の場合を含む）。被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や、犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則若しくは取締

法規に違反することを認識しながら行った行為については免責となります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

- 当社は、長島芳明氏、橋内進氏及び二木洋美氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、持株会社が設立され、持株会社が設立され、各氏が持株会社の監査等委員である社外取締役に就任した場合には、持株会社は各氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

14. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2024年12月31日現在)

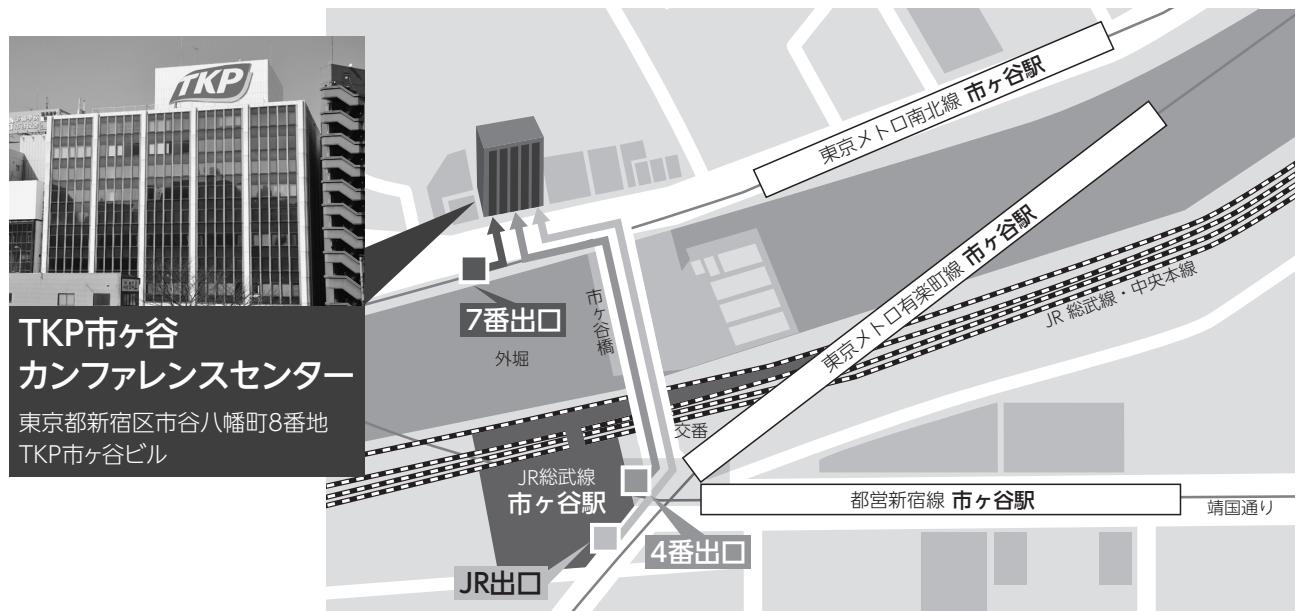
名 称	有限責任 あずさ監査法人
主 た る 事 務 所	東京都新宿区津久戸町1番2号
沿 革	1969年7月 監査法人朝日会計社設立 1985年7月 監査法人朝日会計社と新和監査法人（1974年12月設立）が合併し、監査法人朝日新和会計社発足 1993年10月 監査法人朝日新和会計社と井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）が合併し、朝日監査法人発足 2004年1月 朝日監査法人とあずさ監査法人（2003年2月設立）が合併し、あずさ監査法人発足 2010年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名を「有限責任あずさ監査法人」に変更

(注) 有限責任あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性および適切性を有しており、持株会社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する品質管理体制を備えていること等を総合的に判断したためです。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター カンファレンスルーム4D



交通 JR 総武線

東京メトロ南北線

東京メトロ有楽町線

都営新宿線

市ヶ谷駅 JR出口より 徒歩 2 分

市ヶ谷駅 7番出口より 徒歩 1 分

市ヶ谷駅 4番出口より 徒歩 2 分